

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【公開番号】特開2018-138217(P2018-138217A)

【公開日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【年通号数】公開・登録公報2018-034

【出願番号】特願2018-94003(P2018-94003)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月29日(2019.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上皿に貯留された遊技球を通過口を介して所定の発射位置に送り出す球送りユニットと

前記発射位置に送り出された遊技球を遊技領域に向けて一つずつ発射可能な発射部と、
前記発射部により発射された遊技球が通過する発射通路と、
を備えた遊技機であって、

前記球送りユニットには、遊技球に付された線材による不正行為を防止するための金属板材が設けられており、

前記金属板材は、直線状の分割線を境にした一方側の板面部である第1板面部と、該分割線を境にした他方側の板面部である第2板面部とを有し、前記第1板面部を前記第2板面部に対して屈曲させて、前記分割線の終点に向かって徐々に狭くなる略V字状の隙間が前記第1板面部と前記第2板面部の間に形成されたものであり、

前記通過口は、前記球送りユニットの外面に形成された開口であり、遊技球が通過できる大きさの第1開口と、遊技球が通過できない大きさの第2開口とが連続して形成されており、

前記分割線を用いて前記隙間を形成している前記第1板面部と前記第2板面部のうちの屈曲している前記第1板面部が、前記第2板面部よりも前記発射通路に近くなるように、前記球送りユニットに前記金属板材を配置した

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明は、

上皿に貯留された遊技球を通過口を介して所定の発射位置に送り出す球送りユニットと

前記発射位置に送り出された遊技球を遊技領域に向けて一つずつ発射可能な発射部と、
前記発射部により発射された遊技球が通過する発射通路と、
を備えた遊技機であって、

前記球送りユニットには、遊技球に付された線材による不正行為を防止するための金属板材が設けられており、

前記金属板材は、直線状の分割線を境にした一方側の板面部である第1板面部と、該分割線を境にした他方側の板面部である第2板面部とを有し、前記第1板面部を前記第2板面部に対して屈曲させて、前記分割線の終点に向かって徐々に狭くなる略V字状の隙間が前記第1板面部と前記第2板面部の間に形成されたものであり、

前記通過口は、前記球送りユニットの外面に形成された開口であり、遊技球が通過できる大きさの第1開口と、遊技球が通過できない大きさの第2開口とが連続して形成されており、

前記分割線を用いて前記隙間を形成している前記第1板面部と前記第2板面部のうち屈曲している前記第1板面部が、前記第2板面部よりも前記発射通路に近くなるように、前記球送りユニットに前記金属板材を配置した

ことを特徴とする（例えば、段落0279、図58～図61等を参照）。